○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年八月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度宮崎県新富町基地周辺生活環境影響対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度宮崎県新富町一般会計当初予算における、宮崎県新富町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。